

まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務
特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務
※近永駅前広場の自転車置き場（約26㎡）及び緑地部分（約40㎡）撤去も含む。

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 まちの駅・近永ふれあい館（仮称）
(2) 敷地の場所 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永955番地3
(3) 施設用途 提案内容により設定

3. 履行期間

契約の翌日から令和8年3月31日まで

4. 適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で、「○」印が付いたものを適用する。
(2) 各欄に数字、文字、記号を記入する事項は、記入がある事項のみを適用する。
(3) 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地面積 9 1 6 ㎡
b. 用途地域及び地区の指定 ●全域都市計画区域 ●用途指定なし

(2) 施設の条件 ※詳細はまちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築基本計画のとおり。

- a. 施設の延べ面積（計画面積） ① 1 4 0 ㎡（施設）程度とする。
② 1 6 ㎡程度（駐輪場）

- b. 主要構造及び階数 ① 指定なし 地上1階 地下0階

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日付 国営計第126号、
国営整第198号、国営設第135号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 II類
2) 建築非構造部材 B類
3) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費 90 , 000 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- b. 建設工期 令和8年6月～令和9年3月 (予定)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ☐ | 企画書 |
| ☐ | 基本計画書 (まちの駅・近永ふれあい館新築基本計画) |
| ☐ | 指示事項書 |
| ☐ | 設計概要書 |

II 業務仕様

1. プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

2. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務

a. 基本設計

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ☐ | 建築 (総合) 基本設計に関する標準業務 |
| ☐ | 建築 (構造) 基本設計に関する標準業務 |
| ☐ | 電気設備基本設計に関する標準業務 |
| ☐ | 機械設備基本設計に関する標準業務 |

b. 実施設計

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ☐ | 建築 (総合) 実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く) |
| ☐ | 建築 (構造) 実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く) |
| ☐ | 電気設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く) |
| ☐ | 機械設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く) |

(2) 追加業務

- | | | |
|--------------------------|--------|---|
| ☐ | 積算業務 | |
| ☐ | 建築積算 | (積算数量算出の作成、単価作成資料の作成、
見積の徴収、見積検討資料の作成) |
| ☐ | 電気設備積算 | (積算数量算出の作成、単価作成資料の作成、
見積の徴収、見積検討資料の作成) |
| ☐ | 機械設備積算 | (積算数量算出の作成、単価作成資料の作成、
見積の徴収、見積検討資料の作成) |
-
- | | | |
|--------------------------|---------------------------------|------------------------|
| ☐ | 透視図作成 | (鳥瞰図 A3版 2部(データ要) 額無し) |
| ☐ | 全体計画認定申請(法第86条の8)計画通知、確認申請手続き業務 | (手数料は対象外) |
| ☐ | 関係法令等に基づく各種申請手続き業務 | (開発許可有無の確認、土壌汚染対策法届出等) |
| ☐ | 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務 | |
| ☐ | 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務 | |
| ☐ | リサイクル計画書の作成 | |
| ☐ | 概略工事工程表の作成 | |
| ☐ | 建築物の利用に関する説明書の作成 | |
| ☐ | 住民説明等に必要資料の作成(法令に基づくものを除く) | |
| ☐ | 日影図の作成 | |
| ☐ | 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成 | |
| ☐ | 補助金申請、起債申請及び各種調査に関する資料の作成 | |
| ☐ | 仮使用申請書の作成及び申請手続き業務 | |
| ☐ | ボーリング調査、関係手続き業務及び資料の作成 | |
| ☐ | 敷地測量、関係手続き業務及び資料の作成 | |
| ☐ | 解体アスベスト含有調査、関係手続き業務及び資料の作成 | |

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- 基本設計業務は提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- 実施設計業務は提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- 積算業務は調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- 調査職員の指示により「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- 業務着手時
- 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- 業務完了時

(3) 適用基準等

※以下の適用基準等は設計時の最新版を使用するものとする。

a. 共通

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ☐ | 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 |
| ☐ | 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 |
| ☐ | 官庁施設の環境保全性に関する基準 |
| ☐ | 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準 |
| ☐ | 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 |
| ☐ | 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案） |
| ☐ | 建築設計業務等電子納品要領（案） |
| ☐ | 建築C A D図面作成要領（案） |
| ☐ | 公共建築工事積算基準 |
| ☐ | 公共建築工事共通費積算基準 |
| ☐ | 公共建築工事標準単価積算基準 |
| ☐ | 建築物解体工事共通仕様書 |
| ☐ | 建築工事における建設副産物管理マニュアル |
| ☐ | 愛媛県ひとにやさしいまちづくり条例 |

b. 建築

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ☐ | 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） |
| ☐ | 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） |
| ☐ | 木造建築工事標準仕様書 |
| ☐ | 建築設計基準・同解説 |
| ☐ | 擁壁設計標準図 |
| ☐ | 建築鉄骨設計基準・同解説 |
| ☐ | 建築構造設計基準・同解説 |
| ☐ | 建築物解体工事共通仕様書・同解説 |
| ☐ | 建築工事標準詳細図 |
| ☐ | 構内舗装・排水設計基準 |
| ☐ | 表示・標識基準 |

c. 建築積算

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ☐ | 公共建築工事内訳書標準書式・同解説（建築工事編） |
| ☐ | 公共建築数量積算基準 |
| ☐ | 建築工事内訳書作成要領（建築工事編） |
| ☐ | 建築工事内訳書標準書式（建築工事編） |
| ☐ | 営繕工事積算チェックリスト |

d. 設備

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ☐ | 建築設備設計基準 |
| ☐ | 建築設備計画基準 |
| ☐ | 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） |
| ☐ | 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） |
| ☐ | 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） |
| ☐ | 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） |
| ☐ | 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） |
| ☐ | 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） |
| ☐ | 建築設備工事設計図書作成基準 |
| ☐ | 排水再利用・雨水利用システム計画基準 |
| ☐ | 建築設備耐震設計・施工指針 |
| ☐ | 建築設備設計計算書作成の手引き |
| ☐ | 食品ごみ処理設備設計計画指針 |

e. 設備積算

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ☐ | 建築工事内訳書作成要領（設備工事編） |
| ☐ | 公共建築設備数量積算基準 |
| ☐ | 公共建築工事見積書標準書式（設備工事編） |
| ☐ | 公共建築工事内訳書標準書式・同解説（設備工事編） |

（４）業務計画書

業務計画書については、プロポーザル方式による手続きを経て業務を委託するため省略する。

（５）管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 建築士法に規定する一級建築士 |
| ☐ | 建築士法に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 |

（６）貸与品等

a. 既存設計図書等

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ☐ | 既存建築物設計図書等一式 |
| ☐ | 既存工作物設計図書等一式 |

b. 既存資料

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ☐ | 既存敷地調査資料（柱状図） |
| ☐ | 地形測量図等一式 |

c. 資料の貸与及び返却

貸与場所：鬼北町企画振興課 地域活力創出係 （時期：業務着手時）

返却場所：鬼北町企画振興課 地域活力創出係 （時期：業務完了時）

(7) 部分払い

- ☐ 受託者は契約書の規定に基づき部分払いを請求するときは、当該請求に係る既履行部における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物の提出場所：鬼北町企画振興課 地域活力創出係

b. 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設完了図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

c. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とする。

- ・写真は、町が行う事務並びに町が認めた公共機関の広報に無償で利用できる。

この場合において、著作権名を表示しないことができる。

- ・次にあげる行為をしてはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

① 写真を公表すること。

② 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

d. 調査打合せ

①調査打合せ及び必要な資料、記録の作成は町調査職員の承諾を得たうえ、受託者が積極的・計画的に行うものとする。

②関係諸官庁への相談協議等が必要な場合は、滞りなく行うこと。

③現地調査等にあたっては、周辺住民・他行事に支障のないよう十分配慮すること。

4. 成果物の提出

(1) 基本設計

成果物			原図 (データ)	陽面焼 (○)部	製本 形態	適用
建築 (総合)	一般業務	☐ 建築(総合)基本設計図書	各1部	各2部		設計説明書、仕様概要書、仕上概要表、面積表及び求積図 敷地案内図、配置図、各階平面図、断面図、各面立面図
		☐ 工事費概算書	1部	2部		
		☐ 仮設計画概要書				
	追加業務	☐ 設計説明書	1部	2部		
		☐ 記録書	1部	2部		

建築（構造）	一般業務	○	建築（構造）基本設計図書	各 1 部	各 2 部		構造計画説明書、構造設計概要書
		○	工事費概算書	1 部	2 部		
		○	各種技術資料等	1 部	2 部		
			その他必要書類				
	追加業務						
電気設備	一般業務	○	電気設備基本設計図書	各 1 部	各 2 部		電気設備計画説明書、電気設備設計概要書
		○	工事費概算書	1 部	2 部		
		○	各種技術資料等	1 部	2 部		
			その他必要書類				
	追加業務						
機械設備	一般業務	○	機械設備基本設計図書	各 1 部	各 2 部		機械設備計画説明書、機械設備設計概要書
		○	工事費概算書	1 部	2 部		
		○	各種技術資料等	1 部	2 部		
			その他必要書類				
	追加業務						
昇降機等設備	一般業務		昇降機等設備基本設計図書				
			工事費概算書				
			各種技術資料等				
			その他必要書類				
	追加業務						
その他		○	ボーリング調査関係資料	1 部	2 部		
		○	敷地測量関係資料	1 部	2 部		設計受託会社による測量

（注）：建築（構造）・電気設備・機械設備の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。

：建築（意匠）設計図は適宜、追加しても良い。

：成果品は調査職員の指示により製本する。

：電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。

(2) 実施設計

成果物			原図 (データ)	陽面焼 (○)部	製本 形態	適用
建築 (総合)	一般業務	○ 建築(総合)設計図	各 1 部	各 2 部		建築物概要書、仕様書、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図、断面図、各面立面図、矩計図、展開図、天井伏図、平面詳細図、部分詳細図、建具表、外構図
		○ 工事費概算書	1 部			
	追加業務	○ 透視図	1 部	2 部		
		○ 建築工事積算数量算出書	1 部	2 部		
		○ 建築工事積算数量調書	1 部	2 部		
		○ 単価作成資料	1 部	2 部		
		○ 見積書及び見積検討資料	1 部	2 部		見積りは原則として地元及び県内業者にて 3 社以上から徴収する。
		○ 建築確認申請図書				
		○ 設計内訳書作成	1 部	2 部		
建築 (構造)	一般業務	○ 建築(構造)設計図	各 1 部	各 2 部		仕様書、構造基準図、各階伏図、軸組図、部材断面表、各部断面図、標準詳細図、各部詳細図
		○ 構造計算書	1 部	2 部		
		○ 工事費概算書	1 部			
建築 (構造)	追加業務	○ 建築工事積算数量算出書	1 部	2 部		
		○ 建築工事積算数量調書	1 部	2 部		
		○ 単価作成資料	1 部	2 部		
		○ 見積書及び見積検討資料	1 部	2 部		見積りは原則として地元及び県内業者にて 3 社以上から徴収する。
		○ 設計内訳書作成	1 部	2 部		
電気設備	一般業務	○ 電気設備設計図	各 1 部	各 2 部		仕様書、敷地案内図、配置図、電灯設備図、動力設備図、電熱設備図、受変電設備図、構内情報通信網設備図、情報表示設備図、館内放送設備、誘導支援設備図、テレビ共同受信設備図、テレビ電波障害防除設備図、監視カメラ設備図、防犯・入退室管理設備図、火災報知設備図、中央監視制御設備図、構内配電線路図、構内通信線路図、各室への無線 LAN 設備
		○ 電気設備設計計算書	1 部	2 部		
		○ 工事費概算書	1 部			

	追加業務	☐	電気設備工事積算数量算出書	1 部	2 部		
		☐	電気設備工事積算数量調書	1 部	2 部		
		☐	単価作成資料	1 部	2 部		
		☐	見積書及び見積検討資料	1 部	2 部		見積りは原則として地元及び県内業者にて3社以上から徴収する。
		☐	設計内訳書作成	1 部	2 部		
機械設備	一般業務	☐	給排水衛生設備設計図	各 1 部	各 2 部		仕様書、敷地案内図、配置図、機器表、衛生器具設備図、給水設備図、排水設備図、給湯設備図、消火設備図、厨房設備図、し尿浄化槽設備図、屋外設備図
		☐	空調調和設備設計図	各 1 部	各 2 部		仕様書、敷地案内図、配置図、機器表、空調調和設備図、換気設備図、排煙設備図、自動制御設備図、屋外整備図
			昇降機設備設計図				
		☐	給排水衛生設備設計計算書	1 部	2 部		
		☐	空気調和設備設計計算書	1 部	2 部		
			昇降機設備設計計算書				
			工事費概算書	1 部	2 部		
機械設備	追加業務	☐	機械設備工事積算数量算出書	1 部	2 部		
		☐	機械設備工事積算数量調書	1 部	2 部		
		☐	単価作成資料	1 部	2 部		
		☐	見積書及び見積検討資料	1 部	2 部		見積りは原則として地元及び県内業者にて3社以上から徴収する。
		☐	設計内訳書作成	1 部	2 部		
その他			省エネルギー関係計算書				
		☐	リサイクル計画書				
			設計説明書				
		☐	概略工事工程表				
		☐	各記録書				

(注) : 作成図面・資料については設計内容によって適宜調整する。

(3) その他成果物

☐	打合せ記録簿	1 部	
☐	電子納品 C D - R	1 部	※CADデータ、Word、Excel及びPDFデータ
☐	入札公告用 P D F データ	1 部	※規格、数量については調査職員と協議